

空き家バンクが新たにスタート！もっと手軽に、もっと見つかる！



川西市空き家マッチング制度のご案内



川西市では、空き家の増加を防ぐため、所有者から流通・活用の悩みを聞き、専門家が解決策を提案する空き家マッチング制度「空き家をつなご！」を実施しています。

このたび、手続きの簡素化や「空き家バンク」の導入など、さらなる流通・活用に向けた制度改正を行いました。空き家マッチング制度によって課題が解消された物件は、空き家バンクを通じて「借りたい・買いたい」という人へ向けて情報を発信できます。

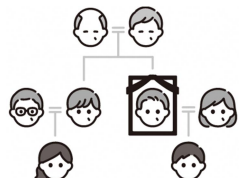
こんな悩みありませんか？



建物の活用方法が
わからない…



手放したいが
土地・建物に
難がある…



権利関係が複雑で
売却できない…

相談の例

- 賃貸・販売の相談
- 事業活用の可能性検討
- 市場性に応じた価格の相談
- リフォーム内容の相談
- 相続調査への助言
- 相続登記など権利者の設定
- 販売の仲介に関する相談

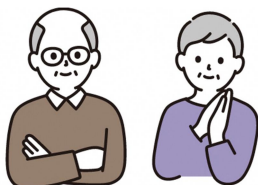


※相談は無償ですが、専門家に業務を依頼する際は有償になる場合があります。詳しくは、担当となるアドバイザーへご相談ください。

空き家マッチング制度の流れ



空き家マッチング
制度への登録



空き家所有者の
悩みや課題解決



空き家バンクで
情報発信 **NEW**



閲覧者との
契約成立

＼令和8年度開始／

空き家を放置すると…

空き家を長期間放置することには、様々なリスクがあります。資産価値が低下し、売買が困難になる前に活用を検討してください。



- ☑ 倒壊のおそれ
- ☑ 外壁落下
- ☑ 害虫の発生
- ☑ 枝のはみ出し
- ☑ 不法侵入

まずはご相談ください

お問い合わせ先
川西市 住宅政策課
空き家マッチング制度担当



空き家マッチング制度

〒666-8501
兵庫県川西市中央町 12 番 1 号
TEL:072-740-1205
Email: kawa0207@city.kawanishi.lg.jp

登録のご案内

STEP1 空き家マッチング制度への登録

(対象者)

- ☐ 空き家の所有者(空き家の賃貸又は売買を行うことができる者)
- ☐ 川西市暴力団排除に関する条例施行規則に規定する暴力団等ではないこと
- ☐ 媒介を目的とした業務を行う事業者ではないこと

(対象の空き家)

- ☐ 居住を目的として建築された市内に所在する建築物
- ☐ 現に居住していないもの(居住しなくなる予定のものを含む)
- ☐ 不動産業者等を通じて売却・賃貸募集を行っていない空き家

登録は、以下書類を市の窓口へ提出してください。

- ・空き家登録申請書(様式第2-1号)、空き家情報カルテ(様式第3-1号)
- ・登録誓約書(様式第4号)



STEP2 悩みや課題の解決(担当アドバイザーの選任)

登録申請の内容を市が審査したのち、アドバイザーを決定します。

担当するアドバイザーや登録結果については、『登録結果通知書』で申請者へお知らせします。

空き家が抱える課題の解消にあたっては、アドバイザーによる支援に加えて、市が連携協定を締結する団体で構成する『川西市空き家流通対策会議』で、解決に向けた議論を行う場合があります。



STEP3 空き家バンクへの登録

課題が解消され、売却・賃貸募集が可能となった物件は、空き家バンクで情報発信することが可能になります。川西市空き家バンクでは、空き家の状況を専門的に詳しく掲載するため、空き家バンクの登録までに登録事業者(※)との媒介契約を締結していることを推奨しています。

※ 登録事業者:本制度に登録している宅地建物取引業者

※ 空き家バンク公開にあたって不動産業者(登録事業者)と媒介契約を結ぶ際は、別途、費用がかかります。

登録は、以下書類を市の窓口へ提出してください。

- ・空き家バンク登録申込書(様式第12号)



STEP4 契約成立

空き家バンクでの公開は、登録決定日から2年間です。その間の媒介契約の更新は、申請者と登録事業者との間でご相談ください。

※市では、売買、賃貸に関する交渉、契約等に関する仲介行為は一切行いません。